

## **[事案 2020-351] 入院給付金支払請求**

・令和3年8月17日 裁定終了

### **<事案の概要>**

支払限度日数を超えた分の入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

肺がんにより132日間入院したため、平成28年4月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、60日の支払限度日数を超える分の給付金が支払われなかったが、加入時に募集人から、入院したら1日あたり5,000円の給付金が支払われると説明され、1回の入院について60日の支払限度日数があることは聞いていないことから、支払限度日数を超えた分の入院給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、本契約の募集時、契約概要を用いて、入院給付金の支払限度日数等の契約内容について適切に説明をしている。
- (2)申込手続の際、情報端末の申込画面において、「入院給付金支払限度の型：60日型」と表示されていること、申立人は当該画面を確認した上で自署していることから、入院給付金の支払限度日数の60日について了承した上で加入している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の契約内容に関する説明状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、支払限度日数を超えた分の入院給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。